

○大阪府砂防指定地管理条例

平成十五年三月二十五日

大阪府条例第七号

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法（明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。）第四条第一項及び砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第三条の規定に基づき砂防指定地内において禁止し、又は制限すべき行為を定め、併せて法令に定めるもののほか、砂防指定地の管理に関し必要なその他の事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「砂防指定地」とは、法第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第一条に規定する砂防設備をいう。

3 この条例において「占用」とは、砂防設備をその用途又は目的を妨げない限度において使用することをいう。

(行為の禁止)

第三条 何人も、みだりに砂防設備を損傷する行為をしてはならない。

(行為の制限)

第四条 砂防指定地内において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。

一 宅地の造成、土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形質の変更

二 土石（砂れきを含む。）の採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄

三 道路、橋りょうその他の砂防設備以外の工作物の築造、改築及び除却

四 前三号に掲げるもののほか、治水上砂防のため支障を及ぼすおそれがあるものとして知事が公示して定める行為

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 前号に掲げるもののほか、治水上砂防のため支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定める行為

(経過措置)

第五条 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において権原に基づき前条第一項各号に掲げる行為を行っている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者とみなす。

(占用の許可)

第六条 占用をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(許可の特例)

第七条 国の機関、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、土地開発公社又は地方道路公社（以下「国の機関等」という。）が行う行為又は占用については、国の機関等と知事との協議が成立することをもって、第四条第一項又は前条の許可があったものとみなす。

(許可の条件)

第八条 知事は、第四条第一項及び第六条の許可に、治水上砂防のために必要な条件を付することができる。

(監督処分)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第四条第一項又は第六条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは前条の規定により付した条件を変更し、又は行為若しくは占用の中止、行為により生ずべき損害を防止するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- 二 前条の規定により付した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により第四条第一項又は第六条の許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四条第一項又は第六条の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 法第一条に規定する砂防工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。
- 二 治水上砂防のため著しい支障が生じたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(原状回復)

第十条 第六条の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了し、又は当該許可に係る占用を廃止したときは、知事が指定する期日までに当該許可に係る砂防設備を原状に回復しなければならない。ただし、知事が砂防設備の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(監督処分に伴う損失の補償)

第十一条 府は、第九条第二項第一号又は第三号に該当することにより、同項の規定による処分が行われた場合において、当該処分により損失を受けた者がいるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 府は、前項の規定により補償すべき損失が、第九条第二項第三号に該当するものとして同項の規定による処分があったことによるものである場合においては、当該損失に係る補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(占用料)

第十二条 第六条の許可を受けた者は、別表に掲げる占用料を納付しなければならない。

(占用料の徴収方法)

第十三条 占用料は、占用の許可の際徴収する。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合には、当該翌年度以降の占用料は、毎年度当初に当該年度分を徴収する。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料を徴収すべき年度内において当該占用料を分納させることができる。

(占用料の還付)

第十四条 既納の占用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(占用料の減免)

第十五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反した者
- 二 第四条第一項の規定に違反した者

(両罰規定)

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
(大阪府砂防設備占用料条例の廃止)
- 2 大阪府砂防設備占用料条例（平成十二年大阪府条例第二十九号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に砂防指定地内における行為又は占用の許可を受けている者は、第四条第一項又は第六条の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成一五年条例第九三号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一三四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一五七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第九一号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

別表（第十二条関係）

区分		単位	金額	
			市の区域	町及び村の区域
電柱（本柱、支柱、支線柱、電気工作物等）を設置するもの	第一種電柱	一本一年	円 一、七〇〇	円 一、〇〇〇
	第二種電柱		二、七〇〇	一、六〇〇
	第三種電柱		三、七〇〇	二、二〇〇
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物を設置するもの	外径十センチメートル未満のもの	一メートル一年	八〇	五〇
	外径十センチメートル以上十五センチメートル未満のもの		一二〇	七〇
	外径十五センチメートル以上二十センチメートル未満のもの		一六〇	一〇〇
	外径二十センチメートル以上四十センチメートル未満のもの		三二〇	二〇〇
	外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの		八一〇	五〇〇
	外径一メートル以上のもの		一、六〇〇	一、〇〇〇
区分		単位	金額	
工作物（電柱（本柱、支柱、支線柱、電気工作物等）を設置するものの項及び水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物を設置するものの項に規定する物を除く。）の設置を伴うもの		一平方メートル一年	円 三六〇	
工作物の設置を伴わないもの		一平方メートル一年	七五	

備考

- 「第一種電柱」とは電柱のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 長さ若しくは占有面積が一メートル若しくは一平方メートル未満であるとき、又はこれらの長さ若しくは面積に一メートル若しくは一平方メートル未満の端数があるときは、一メートル又は一平方メートルとして計算するものとする。
- 期間の計算については、一年未満の期間は月割計算による。この場合において、その期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- 占用の期間が一月に満たない場合の占用料の額は、金額の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に百分の百八を乗じて得た額とする。
- 一件の占用料の額が百円未満の場合は百円とし、その額が百円を超える場合においてその額に十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げた額とする。